

手続補正書で令和 6 年能登半島地震に関する期間延長の申出を行う場合の作成例

【書類名】 手続補正書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【補正をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 特許請求の範囲

【補正対象項目名】 全文

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項 1】。

【その他】

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第3項の規定による申出

申出の理由 令和 6 年能登半島地震により、〇〇県□□市△△に本社を置く出願人「株式会社〇〇〇〇」が被災し、社屋が半壊したため業務が継続することができず、手続をすることができなかつたので、□□手続に係る期間を延長してください。

※期間の延長が認められるか否かについては、申出の理由に記載された事情により判断されることとなるため、申出に際しては、手続をすることができなかつた事情について、可能な限り具体的に記載してください。

手続できなかった事情が同一であって先の手続書類において既に申出の理由を記載している場合及び事前に上申書を提出している場合の記載例

【その他】

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第3項の規定による申出

令和6年〇月〇日提出の特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇の〇〇書に記載したとおり。

拒絶理由通知に対する意見書や手続補正書など、提出すべき書類の作成に発明者が必要である手続において、発明者が被災したことにより手続できなかった場合の「申出の理由」の記載例

【その他】

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第3項の規定による申出

申出の理由 当該出願の出願人である株式会社〇〇〇〇は、本社は東京都〇〇区であるが、令和6年能登半島地震により、□□県〇〇市△△にある研究所が被災し、当該研究所に所属する本件特許出願に係る発明者が業務を行うことができず、手続期間内に□□□□の手続をすることができませんでした。このため、□□□□手続に係る期間を延長してください。

延長期間は残っているが、提出する拒絶理由通知に対する意見書（又は手続補正書）をもって、実体審査を開始したい場合の記載例（【その他】欄の最後に記載してください）

「なお、本書の提出により、拒絶理由通知に対する応答手続は完了しましたので審査の開始を希望します。」

特許料納付書で令和 6 年能登半島地震に関する期間延長の申出を行う場合の作成例

【書類名】 特許料納付書
【提出日】 令和 年 月 日
【あて先】 特許庁長官 殿

【特許番号】 特許第〇〇〇〇〇〇〇号

【請求項の数】

【特許権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【代表者】）

【納付年分】 第 年分

【その他】

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第3項の規定による申出

申出の理由 令和 6 年能登半島地震により、〇〇県□□市△△在住の「特許権者〇〇〇〇」が被災し、〇月〇日まで連絡が取れず、手続をすることができなかったので、第〇年分の特許料納付に係る期間を延長してください。

※期間の延長が認められるか否かについては、申出の理由に記載された事情により判断されることとなるため、申出に際しては、手続をすることができなかった事情について、可能な限り具体的に記載してください。

※手続できなかった事情が同一であって先の手続書類において既に申出の理由を記載している場合及び事前に上申書を提出している場合

【その他】

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第3項の規定による申出

令和 6 年〇月〇日提出の特許第〇〇〇〇〇〇〇号の〇〇書に記載したとおり。